

座間市電気自動車等用充電設備導入支援補助事業のご案内

市では、地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現を目的として電気自動車等の普及を促進するため、電気自動車等用充電設備を設置する事業に対して補助事業を実施します。

申請される方は、座間市補助金等の交付に関する規則及び座間市電気自動車等用充電設備導入支援補助金交付要綱をご確認ください。

○補助金交付申請書の受付開始日 令和7年4月15日(火)

○補助事業実績報告書の提出期限 令和8年3月31日(火)

1 補助対象者

- (1) 市内に事務所、事業所又は駐車場を有する法人又は個人事業者
- (2) 市内にあるマンション等の管理組合法人又は管理組合の代表者
- (3) 市税(延滞金を含む)を滞納していない者
- (4) 補助金が交付された充電器の位置情報及び利用対象者の範囲を市ホームページ等に掲載することに同意する者
- (5) その他市長が認める者

2 補助対象設備

- (1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが定める充電インフラ補助金の対象設備であること。
- (2) 新品の充電設備であること。

3 補助対象経費

補助の対象となる経費は、充電設備の購入及び設置に要する費用とする。

4 補助金交付額・補助上限基数

- (1) 補助金交付額 補助金の額は、次の各号に掲げる設備に応じ当該各号に定める額と、補助対象経費の実支出額(国又は他の地方公共団体の補助を受ける場合は、当該補助額を控除した額)とを比較して少ない方の額とする。

- ア 急速充電設備 20万円
- イ 蓄電池付急速充電設備 20万円
- ウ 普通充電設備 2万円
- エ 充電用コンセント 2万円
- オ 充電用コンセントスタンド 2万円

- (2) 補助上限基数

- ① ア、イ のうちどちらか1基
- ② ウ、エ、オ のうちどちらか1基
- ③ 上記の両方(ア、イのうちどちらか1基及びウ、エ、オのうちどちらか1基の合計2基)



5 申請方法

(1) 充電設備の設置工事をする日の14日前までに交付申請書類を提出してください。

(注) 申請書類は窓口、郵送、メールで受け付けます。書類に不備がある場合は受け付けできない場合もありますのでご了承ください。

(2) 申請者は補助金の交付決定通知書を受領した後に、対象充電設備の設置工事等を行ってください。

(3) 補助金の予定額に達し次第、受付を終了します。

6 申請添付書類

(1) 交付申請時に必要な添付書類

① 次に掲げる者ごとにそれぞれ定める書類

ア 事業者 市内に事務所、事業所又は駐車場を有することを証する書類の写し

イ マンション等の管理組合 次に掲げる書類

(ア) 市内に所在するマンション等であることを証する書類の写し

(イ) マンション等の管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し

(ウ) 充電設備の設置について住民総会での決議又は理事会での合意がされていることを証する書類の写し

(エ) 代表者の本人確認書類(免許証、個人番号カード、旅券等)の写し

※顔写真のない本人確認書類については、2点以上提出すること。

ウ その他市長が認める者 市長が必要と認める書類

② 見積書(充電設備の購入及び設置に要する費用が確認できるもの。内訳を含む。)の写し

③ 充電設備の型式、規格等が確認できる仕様書、カタログ等

④ 設置予定場所の位置図及び配置図

⑤ 要部写真(充電スペースの全景、充電設備本体の設置予定場所が確認できるもの)

⑥ 市税納付状況確認同意書(第2号様式)

⑦ 収支予算書(第3号様式)

⑧ その他市長が必要と認める書類

(2) 実績報告時に必要な添付書類

① 充電設備の購入及び設置工事費用の支払を証する領収書の写し

② 充電設備の保証書(メーカー名、型式、製造番号、保証期間等が確認できるもの)の写し

③ 設置場所の位置図及び配置図

④ 要部写真(充電スペースの全景、充電設備本体の設置場所及び充電器の銘板(メーカー名、型式及び製造番号)が確認できるもの)

⑤ その他市長が必要と認める書類

詳細は窓口もしくは市ホームページでご確認ください。

座間市役所 ゼロカーボン推進課

電話:046-252-7675

座間市電気自動車等用充電設備導入支援補助金

検索



令和7年度 座間市電気自動車等用充電設備導入支援補助金 交付手続の流れ

